注意喚起(日本製医薬品等の当地持ち込みに関する注意)

- ●ロシアで流通が禁止されている麻薬・向精神薬成分ジヒドロコデインを含む日本製医薬品をコルサコフに持ち込んだロシア人船舶乗組員に対し、コルサコフ地区裁判所が罰金を科した旨発表されています。
- ●ジヒドロコデインは我が国の風邪薬等に広く配合されています。
- ●日本製医薬品を購入してのロシア入国を検討される場合には、予めロシアで禁止されている成分を含有していないか確認することが重要です。

3月29日、コルサコフ地区裁判所は、ロシアにおいて流通が禁止されている麻薬・向精神薬成分ジヒドロコデインを含む日本製の風邪・インフルエンザ薬をコルサコフに持ち込んだとし、ロシア国籍乗組員に罰金を科した旨発表しました。

今回持ち込まれた医薬品の詳細は明らかにされていませんが、ジヒドロコデインは、我が 国の風邪薬等に広く配合されています。上記事例も踏まえ、日本製の医薬品を購入してロシ アへ入国することを検討される場合には、含有成分がロシアで禁止されているものに該当 しないかどうか予め確認するよう心掛けてください。

在ユジノサハリンスク日本国総領事館

電話: +7-4242-72-55-30

(休日·夜間):+7-4242-41-40-56

ホームページ: https://www.sakhalin.ru.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html